

物品販売細則

第 1 条(目的)

この細則は、松井証券取引規程(以下「規程」という。)第 34 条の施行に関し、当社が行う物品販売業務に必要な事項を定めるものです。

第 2 条(物品販売)

当社は、物品販売契約の締結、ご購入代金の領収、その他それらに付随する業務を行います。

前項に定める業務の範囲は、お客様にご購入申し込まれた時点から指定する物品配達業者へ委託するまでの間とします。

第 3 条(契約者)

ネットストックにおいて物品の購入契約いただけるのは、お客様本人のみとします。

第 4 条(契約の締結)

お客様よりいただいたご購入申込は、お客様がご購入申込を入力され、その入力内容を当社が受信した時点で、ご購入申込契約の締結とさせていただきます。

第 5 条(購入代金の領収)

ご購入契約者は、当社が定める方法及び期日にご購入代金をお客様より領収させていただきます。

第 6 条(契約の解除)

ご購入代金のお支払方法がネットストック口座現金残高より引落しの場合でかつ、次の各項のいずれか 1 つにでも該当する場合、当社は第 4 条の細則に関わらずご購入契約を無効とする事が出来るものとします。

- (1) 松井証券取引規程第 12 条第 1 項及び第 2 項に該当する場合。
- (2) 当社が、お客様ネットストック口座において信用取引担保状況を考慮しご購入代金を現金保証金から引出せないと判断した場合。

第 7 条(返品・交換)

お客様は、ネットストックにおいてご購入された物品を、当社が指定する条件を満たす場合、当社指定の方法により返品あるいは交換することが出来ます。

第 8 条(適用除外)

規程のうち次の各号に掲げる規定は適用しません。

- (1) 第 3 条(ネットストックのサービス内容)
- (2) 第 4 条(サービスの利用) 第 5 項
- (3) 第 6 条(取引の名義) 第 1 項第 2 号後段
- (4) 第 7 条(株式等振替制度)
- (5) 第 10 条(取引手数料) および第 11 条(取扱銘柄)
- (6) 第 12 条(完全前受制) 第 3 項および第 4 項
- (7) 第 13 条(入金および出金) 第 2 項
- (8) 第 14 条(入庫および出庫)、第 15 条(数量の範囲)、第 16 条(有効期限) および第 17 条(取消・変更)
- (9) 第 18 条(注文の受付)
- (10) 第 19 条(執行)
- (11) 第 20 条(注文・約定の照会)
- (12) 第 22 条(システムの障害)
- (13) 第 23 条の 2(金融商品取引所等による約定取消について)
- (14) 第 26 条(口座の解約) 第 2 項および第 3 項

第 9 条(読み替える規定)

規程のうち次の各号に掲げる規定は、以下の通り読み替えて適用するものとします。

- (1) 第 1 条(規程の趣旨) から第 20 条(注文・約定の照会) の規定中、「取引注文」とあるのは「購入申込」
- (2) 第 9 条(取引の種類) の規定中、「商品および取引の種類」とあるのは、「物品及びご購入申込方法」
- (3) 第 12 条(完全前受制) の規定中、「買注文を出す」とあるのは、「物品の購入申込を行う」、「受渡日」とあるのは「物品のご購入代金支払日」

以上

2019 年 12 月